

その他の **開 催 情 報**

(詳細については各連絡先にお問い合わせ下さい)

主催者及び会の名称	開催日時	開催場所	主な演題及び講師	連絡先	備考
第16回北海道スポーツ医学研究会 第6回日本体力学会 北海道地方会 〔合同学術集会プログラム〕	4月11日(日) 9:00~ 16:00	北大医学部 臨床大講堂	・「体力医学の過去・現在そして未来」 日本体力医学会理事長 馬詰良樹 ほか一般演題	スポーツ医学研究会 ☎(011)706-6973	日医認定スポーツ医制度再研修会として申請中 (1単位)
札幌医科大学 “Floor Seminar”	4月12日(月) 18:00~	札幌医科大学 記念ホール	・「大腸癌の化学予防」 札幌医大医学部附属病院 第4内科 高山 哲二	札幌医大がん 研究所分子病理 病態学部門 教授 三高俊広 ☎(011)611-2111 (内2390)	
脳外傷友の会 「コロボックル」	5月1日(土) 14:00~ 15:30	北大学術 交流会館	・「二つのハンディを負って—高次脳機能障害と失明—」 湘南医療福祉専門学校非常勤講師 佐藤正純	脳外傷友の会 「コロボックル」 ☎(011)858-5600	

## お知らせ

## 平成16年度“Floor Seminar”開催のご案内

札幌医科大学医学部—Floor Seminar—を開催いたします。  
札幌医大の若い研究者が行っている最先端の研究を分かりやすく解説します。多くの先生のご来聴をお待ちしています。

日 時：毎月第2月曜日 午後6時~

場 所：札幌医科大学記念ホール

(札幌市中央区南1条西18丁目)

講演日	演 者	講演タイトル
4月12日	高山 哲治(第4内科)	大腸癌の化学予防
5月10日	坂根 郁夫(第2生化学)	シグナリング脂質分子による細胞機能調節
6月14日	川口 哲(整形外科)	新規抗原を用いた骨軟部肉腫免疫療法
7月12日	高橋 弘毅(第3内科)	肺サーファクタント蛋白質による間質性肺疾患の診断と病態解析
8月9日	松永 卓也(第4内科)	急性骨髄性白血病細胞のVLA-4分子は抗癌剤耐性に関与する
9月13日	一宮 慎吾(第1病理学)	胸腺ストローマ細胞による免疫監視の基盤形成

問い合わせ先：〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学医学部附属がん研究所分子病理病態学部門 三高俊広

電話：011-611-2111 内線2390 E-mail：tmitaka@sapmed.ac.jp

## お知らせ

## 消費税法の改正について

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになっております。今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われております。

—医業経営・福利厚生部—

## 【事業者免税点の引き下げ】

納税義務が免除される基準期間（注1を参照）における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

（注1）基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

## 1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

## 2 ポイント

（1）基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（2）平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度（注2を参照）の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注2）簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、

仕入控除税額を計算する制度であり、具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

## 【簡易課税制度の適用上限の引き下げ】

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

## 1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

## 2 ポイント

（1）その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

## 【総額表示の義務付け】

## 1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

## 2 ポイント

（1）総額表示とは、消費税額を含む支払総額の表示を言い、「消費税額」や「税抜価格」をカッコで表示しても差し支えありません。

※くわしくは、貴院の関与税理士にご相談下さい。